

■【トピックス】

ノーベル平和賞！



今年のノーベル平和賞は、パキスタン人の17歳マララ・ユスフザイさんが受賞しました。学校への通学途中で女性への教育を否定するイスラム過激派の銃撃に遭い、瀕死の重傷を負いましたが、奇跡的に一命を取り留めた少女です。

ノーベル平和賞は、政治的だといわれますが、中東のイスラム国の台頭をみると、その意図を強く感じます。命を狙われているために帰国することができない少女の受賞が本当に良かったのでしょうか？

■【ビジネス・アイ】

所在不明株主！

- 社長 「そろそろ将来の相続対策を始めたいと思うんだけど、何から手をつけたいか悩むなあ？」
- 花野 「そうですね。御社の場合、まず株式の整理ですね。社歴が長いので株式が分散して株主も多くなっていますからね」
- 社長 「そうなんだよ。もう亡くなった人の名義の株式もあつたりして、誰が本当の株主か分からないものもあるんだよ」
- 花野 「本当の株主と違う人が株主として登録されている名義株や、所在が分からない所在不明株主がいると、あとあと揉めごとの種になりますね」
- 社長 「そうだよね。今のうちに整理しておいた方がいいよね」
- 花野 「そうですね。所在不明株主については、株主総会の招集通知などを送っても、宛先不明で5年間以上にわたって返送される場合には、その株式を売却することができます。また、裁判所の許可を得て、その株式を会社が買い取ることもできます。ただ、株主に周知するための公告が必要です」
- 社長 「そうなんだ。でもあとから株主が出てきたら、どうすればいいんだい？」
- 花野 「その場合は、会社が株式を売った時のお金をその人に支払えばいいことになっています。ただ、その場合であっても株主として権利である議決権などは主張できません」
- 社長 「それならさっそく調べて検討してみるよ」

■【今月のキーワード】

所在不明株主

株式会社が株主に対してする通知又は催告が5年以上継続して到達しない場合においては、会社はその株式を競売し、または売却することができます。未公開株では、裁判所の許可を得て競売以外の方法により売却することができます。

この場合、会社は売却する株式の全部又は一部を自ら買い取ることができます。これを行うには、株主その他の利害関係人が一定の期間内に異議を述べることができるように公告する必要があります。その期間は3か月を下回ることはできません。

■【今月の1冊】

『「ローラ」と呼ばれて』

メリッサ・ギルバート 著
ワニブックス ¥1900

かつてNHKで放映されていた米国テレビドラマ「大草原の小さな家」で天才子役といわれメリッサ・ギルバートの半世紀です。

生後1日で養子に出され、養母の期待に応えるべく演技続ける傍らで、実の両親に捨てられたという感覚を持ちづけます。それが原因でアルコール依存症になったりしますが、この本はそこから立ち直るために書かれました。



■【編集後記】

この秋は台風の東海地方への上陸が多いですね。平成18年から大学院で教えていますが、今年初めて台風により担当している講義が休講になりました。それも2回続けてです。休講になると補講を行わないといけないので日程調整に苦労します。

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 92（毎月1日発行）

- 定価：2,400円/年 ●発行日：2014.11.1 ●発行人：花野康成
 - 編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア
- 〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F
TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808
<http://homepage3.nifty.com/binspire/>